

消防団に林野火災対応資機材を整備しました

●問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340 (内) 215

地域防災の要である消防団の災害対応力を強化するため、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、以下の資機材を整備しました。

- 整備内容・林野火災対応資機材（ジェットシューター16基）
・災害時用ポータブル電源（1台）



(左下) ポータブル電源 (他) ジェットシューター



ジェットシューター着装



ジェットシューター実演

《コミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター）》

宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とした事業です。



年末調整・確定申告に必要な書類

国民年金保険料の控除証明書が発行されます

●問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納付した全額が、所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには年末調整や確定申告等の際に、保険料を納付したことを証明する領収証書等を添付することが義務付けられています。

このため日本年金機構では、1年間に納付した国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」というハガキを、次の方を対象に送付します。

■送付対象者

- ①11月上旬送付 令和8年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方
- ②2月上旬送付 ①以外の方で、令和8年10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方

■お問合せは『ねんきん加入者ダイヤル』へ

- ・ナビダイヤル ☎0570-003-004（I P 電話、海外からは利用不可）
- ・一般電話 ☎03-6630-2525（I P 電話、海外からも利用可能）

【受付時間】月曜日～金曜日・午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日・午前9時30分～午後4時

※土曜日（第2土曜日を除く）・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はご利用できません。

▶社会保険料控除とは…

自分自身や配偶者、その他の親族の負担すべき国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの社会保険料を納付（給与から天引きされた金額も該当）したときに受けられる所得控除のことです。

▶大学生の子どもや家族等の国民年金保険料を納付したときは…

配偶者やご家族が負担すべき国民年金保険料を納付したときは、その納付額をご自身の納付額と合わせて申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書も添付して申告してください。